

## ご意見に対する考え方について（案）

意見募集、現地説明会、有識者ヒアリングにより寄せられた意見のうち、歴史的風土保存区域の指定案の変更に関わるものは以下のとおりである。

### （地区の区域の変更）

#### 【近江大津京跡地区について】

- 穴太廃寺跡周辺（①）を指定すべき
  - 西大津バイパスが地域を横断し、また湖西線と京阪線の間に挟まれているなど、まとまった歴史的風土が存しているとは言い難いことから、今回の指定区域からは除外する。ただし、穴太廃寺跡の公園化計画等があることから、当該公園整備を含めた周辺市街地の整備の方向性等を踏まえ、今後必要に応じ追加指定について検討するものとする。
- 近江大津京跡地区について、西大津駅北西（②）の住宅地・農地を追加すべき
- 近江大津京跡地区について、境界線の設定根拠が不明瞭
  - 近江大津京跡地区の市街地部分については、景観的にまとまりのある区域として、南北の風致地区指定区域と京阪線に囲まれた区域を対象としたもの、京阪線東側（③）については、必要に応じ他の法制度（景観条例等）による措置を検討することが望ましい。

#### 【園城寺地区について】

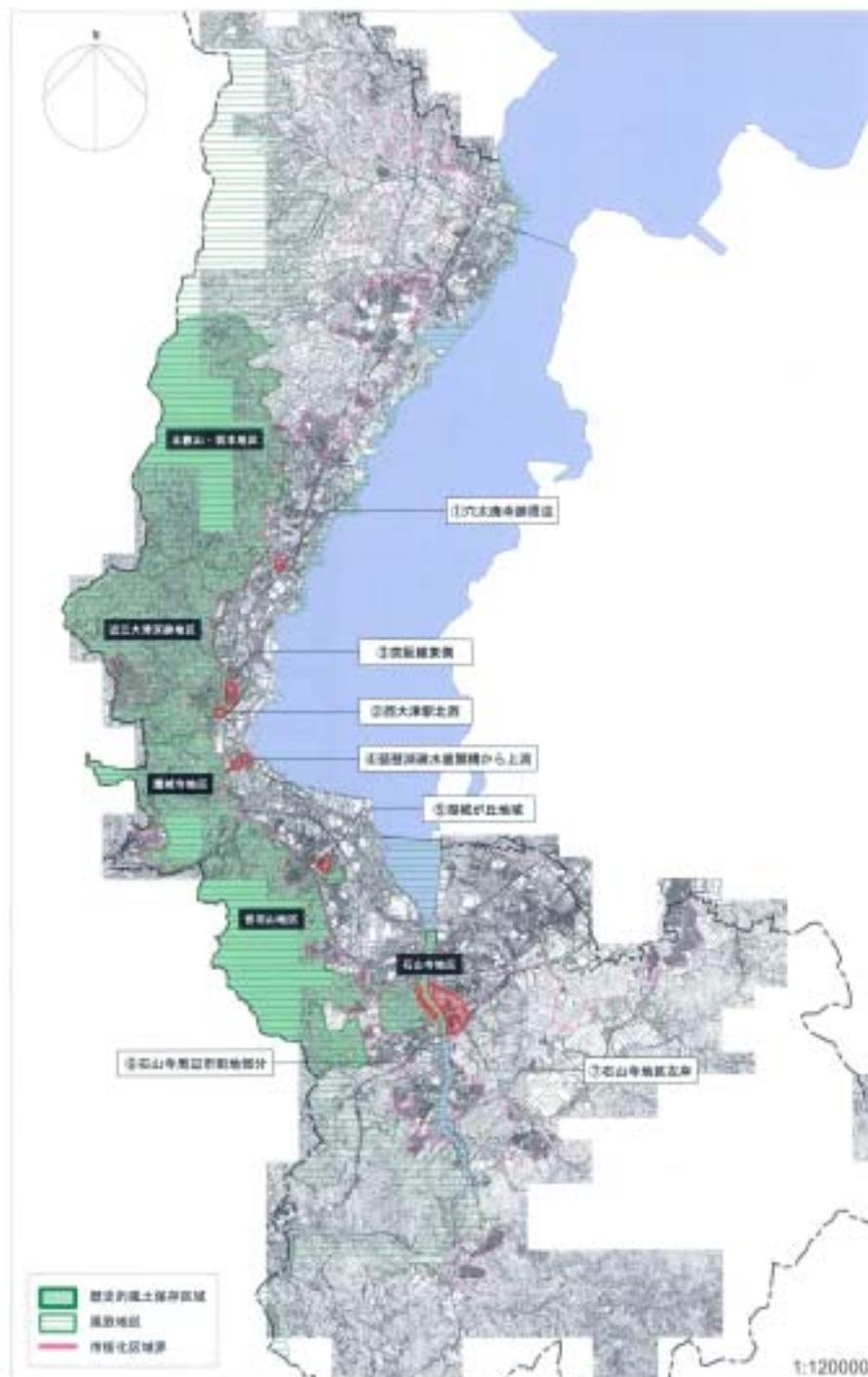
- 琵琶湖疏水について、鹿間橋から上流（④）を除外すべき
  - 鹿間橋から上流については、自然的環境に乏しく景観的にも一体性を有しないことから、除外する。

#### 【音羽山地区について】

- 湖城が丘地域（⑤）を追加すべき
  - 指定計画区域との一体性に乏しく、また自然環境の保全を目的とするものであり、必要であれば古郷法以外の法制度（風致地区、緑地保全地区等）にて措置すべきもの。

#### 【石山寺地区について】

- 石山寺周辺の市街地部分（⑥）について、除外すべき
- 石山寺地区について、左岸（⑦）を指定すべき
  - 石山寺地区については、主たる歴史的資産である石山寺と、これと一体となる土地の区域を指定対象としており、瀬田川と石山寺・伽藍山との間の市街地については指定が必要である。なお、左岸については石山寺との一体性が薄く、また風致地区・市街地調整区域となっているなど一定の保全措置がなされていることから、対象としない。
- 石山寺地区を石山寺・瀬田川地区に変更すべき
  - 保全対象が当該地区の主たる歴史的資産である石山寺と一体となった歴史的風土であることから、地区名は石山寺地区とする。なお、主たる歴史的資産を地区名としているのは（主たる歴史的資産のない音羽山地区を除き）他の地区も同じである。



〔地区の追加等〕

- 近江国府・建部大社地区〔①〕を追加すべき
  - 瀬田川左岸の近江国府周辺には、重要な遺跡等が数多く存しているが、大津市の古都指定の主たる要因である平安仏教文化及び近江大津宮との関連が比較的薄く、また歴史的資源が市街地内に散在しており地区としてのまとまりに欠けること、これら歴史的資源と一体となる自然的環境に乏しいことから、今回は指定の対象としない。ただし、文化財調査の進展や市街地整備の動向等を踏まえ、今後必要に応じ追加指定を検討するものとする。
- 琵琶湖（堅田一帯〔②〕、坂本城〔③〕、唐崎〔④〕を含む）を指定すべき
  - 琵琶湖は大津市における極めて重要な景観構成要素であるが、大津市の古都指定の主たる要因である平安仏教文化及び近江大津宮との関連が比較的薄く、また河川法等により一定の保全措置が講じられていることから、今回は指定の対象としない。ただし、文化財調査の進展や市街地整備の動向等を踏まえ、今後必要に応じ追加指定について検討するものとする。
- 保良京推定区域〔⑤〕を指定すべき
  - 保良宮・保良京については、その位置がまだ特定されておらず、今回は指定の対象としない。文化財調査の進展を踏まえ、今後必要に応じ追加指定について検討するものとする。
- 紫香楽宮について、信楽町の古都指定を検討すべき
  - 大津市の歴史的風土保存区域の指定とは関係しない。
- 歴史的資源や樹林地等に加え、集落や農地（特に棚田）を指定すべき
  - 景観若しくは自然環境の保全を目的としたものであり、必要であれば古都法以外の法制度（風致地区、緑地保全地区、景観条例等）にて措置すべきもの

〔近江国府・建部大社地区の主要な遺跡の分布〕

